

令和8年度騒音監視測定業務委託 仕様書

I 総則

1. 目的

本業務は、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、竹原市内の主要幹線道路を対象として、自動車騒音の状況を常時監視するものであり、環境省水・大気環境局自動車環境対策課が配布する面的評価支援システムを使用して対象路線の面的評価を行い、環境基準の達成状況を把握し、環境省への報告資料を作成することを目的とする。

また、市内の一般地域及び道路に面する地域の騒音状況を把握することを目的として環境騒音測定を行い、その結果を反映した“環境騒音マップ”を作成するものである。

2. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日まで

3. 準拠する法令等

- (1) 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）
- (2) 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- (3) 騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）
- (4) 騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成23年9月14日環水大自発110914001号環境省水・大気環境局長通知）
- (5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成27年10月環境省）
- (6) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成27年10月環境省水・大気環境局自動車環境対策課）
- (7) 最新の自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局自動車環境対策課）
- (8) 最新の騒音・振動調査実施要領（広島県）
- (9) その他関係法令等

4. 貸与資料

本業務の遂行にあたり、竹原市（以下「甲」という。）は本業務の受託者（以下「乙」という。）に以下の資料の貸与する。

- (1) 令和3年度全国道路・街路交通情勢調査（写し）（以下「交通センサス」という。）
- (2) 都市計画用途地域図
- (3) 環境基準類型指定地域図
- (4) その他業務遂行上必要と認められた資料
- (5) ノートパソコン
- (6) 地図データ（Zmap-TOWNⅡ2019年度版）

5. 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、甲に帰属するものとし、甲の許可なく第三者に譲渡、貸与及び公表してはならない。

6. 提出書類

乙は、業務の着手及び完了に当たって、甲に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務完了届
- (4) 借用書
- (5) その他甲が必要とする書類

7. 打ち合わせ等

- (1) 業務を適性かつ円滑に実施するため、乙は甲と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義をただすものとし、その内容についてはその都度乙がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 乙は仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は速やかに甲と協議すること。

8. 関係官庁への手続き等

- (1) 乙は、業務の実施に当たっては、甲が行う関係官庁等への手続きに協力すること。
- (2) 乙は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は誠意を持って対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく甲に届け出なければならない。

9. 土地への立ち入り

- (1) 乙は、業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、甲と十分な協議を行い業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 乙は、業務実施のため、植物伐採、垣根、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ甲に報告し、甲の指示を待って所有者の承諾を得ること。

10. 成果品の提出

- (1) 乙は、業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を速やかに提出し、甲の検査を受けること。
- (2) 乙は、仕様書に定めのある場合又は甲が指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うこと。

1 1. 検査

- (1) 乙は、業務完了届を提出する際には、契約図書に義務づけられた資料の整備がすべて完了した後甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、甲の立ち会いのもとに、以下の検査を受けること。
 - ①成果品の検査
 - ②業務等管理状況の検査
- (3) 検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、委託期間にかかわらず乙は速やかに修補を行い、その作業に際し費用が発生した場合、乙において全額負担すること。

1 2. 契約不適合責任

- (1) 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (3) 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - ①履行の追完が不能であるとき。
 - ②乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ③成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - ④前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

1 3. 契約不適合責任期間等

- (1) 甲は、引き渡された成果物に関し、引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- (2) 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- (3) 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- (4) 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- (5) 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- (6) 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- (7) 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- (8) 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

14. 契約変更

甲は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うこと。

- (1) 契約額に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 甲と乙が協議し、業務遂行上必要があると認められる場合

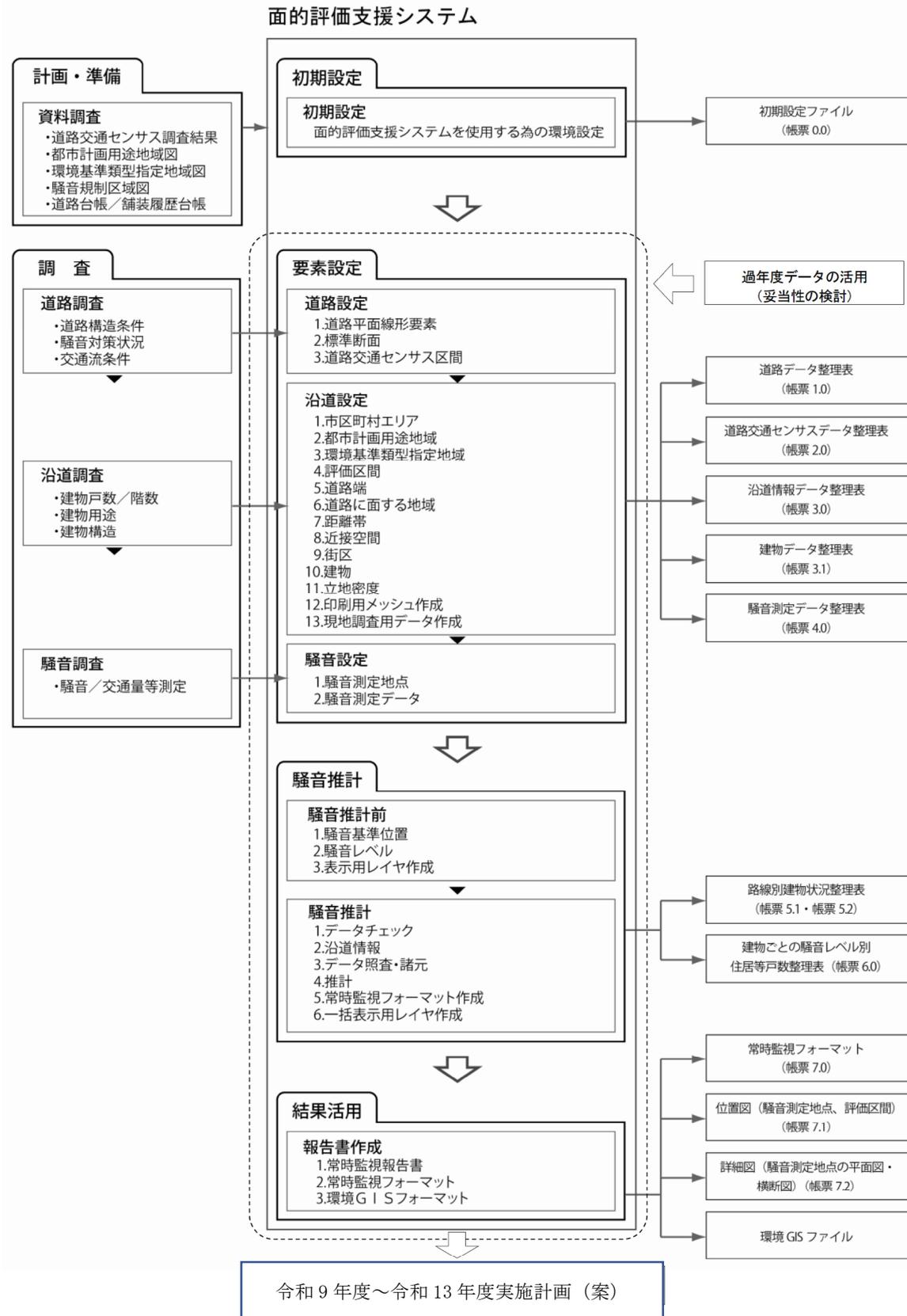
15. その他

- (1) 乙は、騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について、騒音に係る環境基準の評価マニュアル、自動車騒音常時監視マニュアル及び自動車騒音常時監視結果報告要領の改訂があった場合には、改訂後のマニュアル及び同要領に基づいて報告すること。
また、面的評価支援システムがバージョンアップされた場合には、最新版を使用して本業務を実施すること。
- (2) 測定場所の借用については、乙が土地所有者と直接協議を行い、測定場所が民間管理地の場合は、測定当日に借用謝礼（乙の負担とし、あらかじめ受託費用に含めておく）を準備すること。

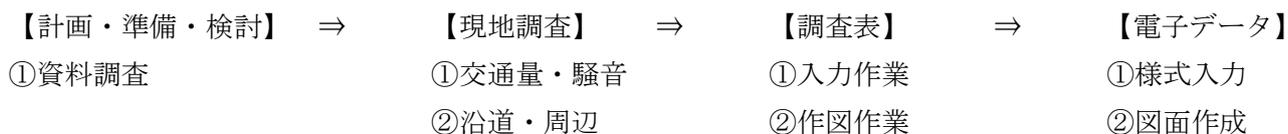
II 業務内容

本業務における作業内容は以下のとおりである。

1. 自動車騒音常時監視業務



2. 環境騒音調査業務



3. 初期設定

面的評価支援システムを使用する為の初期設定をすること。

初期設定項目を以下に示す。

- ① 都道府県・市区町村コード
- ② 支援ソフトコンポーネント等
 - ・接続先設定
 - ・データ DB 設定
- ③ GIS 地図
 - ・接続先設定
 - ・地図設定
- ④ 尺率
- ⑤ 画面表示
- ⑥ 基準年度
- ⑦ 評価基準
- ⑧ 評価対象道路
- ⑨ 都市計画用途地域
- ⑩ 環境基準類型指定地域
- ⑪ 道路に面する地域
- ⑫ 距離帯
- ⑬ 建物階数高さ
- ⑭ 建物用途
- ⑮ 環境基準類型指定地域の残留騒音設定
- ⑯ 背後地騒音推計式
- ⑰ 騒音レベル等高線図
- ⑱ 評価区間状況
- ⑲ 街区状況
- ⑳ 建物状況

※バージョンアップを含めて確認を行うこと。

4. 調査

(1) 道路調査

本市が策定した計画に基づき、表 1 に示す 4 区間の道路について、評価区間を設定するために道路調査を行い、道路構造条件、騒音対策状況、交通流条件等を整理すること。

調査に当たっては、確認のためビデオ撮影等を行いながら、評価対象道路を踏査し、住宅地図等に車線数、規制速度、対策状況、舗装面、道路幅員の変動等を記録して、状況が変更する度に道路横断面を計測し、支援システムの要素設定で標準断面に使用すること。

表 1 評価対象区間

番号	路線名	令和 3 年度センサス 区間番号	延長距離 (km)	騒音発生強度の把握
1	一般国道 375 号 (東広島呉道路)	11950	1.4	3
2	一般国道 432 号	12030	7.5	1
3	竹原港線	61090	1.3	1
4	上三永竹原線	61970	9.0	4
合計			19.2	測定 2 箇所

騒音発生強度の把握

- 1 : 沿道騒音レベルの実測による方法
- 2 : 他の評価区間における騒音測定結果を準用する方法
- 3 : 自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する方法
- 4 : 交通量が僅少の事由により、環境基準以下と決定する方法

(2) 沿道調査

表 1 に示す 4 区間の建物情報については住宅地図より取得するが、不足情報は現地にて補足調査を行うこと。

(3) 自動車騒音調査

沿道騒音レベルの調査は、表 1 に示す 2 区間について、各 1 箇所の騒音・交通量等を測定すること。測定地点の選定については、過年度調査地点を参考に甲と協議を行いながら選定を行うこと。

① 騒音測定

<道路近傍騒音レベル>

- ・当該道路の近傍に騒音計を設置して 24 観測時間 (L_{Aeq} 、10min) について測定すること。
測定する項目は以下のとおりとする。
 - * 昼間等価騒音レベル (L_{Aeq} 、16h)
 - * 夜間等価騒音レベル (L_{Aeq} 、8h)
 - * 時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
 - * 最大値 (L_{Amax})

<背後地騒音レベル>

- ・評価区間の当該道路の背後地（30m 50m 程度）に騒音計を設置して、昼間・夜間の観測時間帯のうち各 2 回（実測時間 10 分以上（ L_{Aeq} 、10min）について測定すること。

測定する項目は以下のとおりとする。

- *昼間等価騒音レベル（ L_{Aeq} 、10min）
- *夜間等価騒音レベル（ L_{Aeq} 、10min）
- *時間率騒音レベル（ $L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$ ）
- *最大値（ L_{Amax} ）

② 交通量・平均走行速度測定

<交通量測定>

- ・騒音測定と同一地点（道路近傍）において、騒音調査（背後地騒音レベル）と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各 2 回（実測時間 10 分以上）測定すること。

測定する項目は以下のとおりとする。

- *昼間交通量（上下別・車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車））
- *夜間交通量（上下別・車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車））

<平均走行速度測定>

- ・騒音測定と同一地点（道路近傍）において、騒音調査（背後地騒音レベル）と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各 2 回について上下別に 10 台程度の通過時間を計測すること。

- *昼間平均走行速度（上下別・車種別（大型車、小型車））
- *夜間平均走行速度（上下別・車種別（大型車、小型車））

(4) 環境騒音調査

① 騒音測定

県の定める環境騒音調査実施要領により実施すること。

② 調査地点の選定

環境騒音測定地点は、竹原市内における次の 17 地点で実施すること。

<一般地域>

測定場所	用途地域	環境基準 地域類型
田万里町 1241 (旧田万里小学校)	指定なし	C
下野町 4216-4 (大王会館)	第一種中高層 住居専用地域	A
中央五丁目 1-35 (旧竹原市役所)	商業地域	C
中央二丁目 8-5 (本川公園)	商業地域	C
忠海中町二丁目 3-22 (内堀公園)	第一種住居地域	B
忠海床浦三丁目 11-1 (第 2 児童遊園地)	第一種低層 住居専用地域	A
福田町 1343 (大寿会館)	第二種中高層 住居専用地域	A
塩町二丁目 3 (中須公園跡地)	第一種住居地域	B
吉名町 4819-19 (吉名第 2 公園)	第一種中高層 住居専用地域	A

<道路に面する地域>

道路名	測定場所	用途地域	環境基準 地域類型
国道 2 号	西野町 1950-1 ((株)シタニ) 道路端	指定なし	C
	西野町 1950-1 ((株)シタニ) 背後地		
国道 432 号	竹原町 3540-1 (セブンイレブン竹原中央) 道路端	第二種 住居地域	B
	竹原町 3540-1 (セブンイレブン竹原中央) 背後地		
国道 185 号	中央四丁目 7-11 (緑地広場) 道路端	近隣商業 地域	C
	中央四丁目 7-11 (緑地広場) 背後地		
	福田町 1267-1 (竹原火力発電所西側) 道路端	工業専用 地域	C
	福田町 1267-1 (竹原火力発電所西側) 背後地		

詳細な測定地点については、甲への確認と協議を行った上で設定すること。

③ 測定方法

<測定時間>

1) 積分形普通騒音計を用い10分間測定すること。測定条件を以下に示す。

- ・騒音レベル：積分形騒音計の表示する値
- ・マイクロフォン：原則高さ1.2m、防風スクリーン使用、真上に向けて設置すること（ただし道路端においては、道路方向に向けること）。
- ・建物、塀からの距離：3.5m以上（やむを得ない場合は1～2m）
- ・聴感補正回路：A特性
- ・指示計器の動特性：FAST

※積分騒音計により、瞬時値を記録するため、レベルレコーダーは使用しなくてよい。

④ 測定項目

騒音レベル： L_{Aeq} 及び L_{A5} 、 L_{A10} 、 L_{A50} 、 L_{A90} 、 L_{A95} 、 L_{Amax} （表示値）

測定地点の状況：土地利用状況、道路特性、支配的音源等

交通量：道路端調査の場合、同時に交通量を以下に示す条件で観測すること。

（上下線の合計、大型・その他の2車種区分）

⑤ 測定回数

昼間の時間帯における1回の測定とする。

⑥ 騒音調査の実施期間

契約締結日の翌日～令和8年12月18日

⑦ 環境騒音マップの作成

環境騒音調査結果を基に、“環境騒音マップ”を作成すること。

（国土交通省国土政策局国土情報課『国土数値情報』参照）

竹原市をメッシュ区分し、測定データを基にセルの色分けを行いA4用紙サイズで全市の地図を作成すること。

5. 要素設定

(1) 過年度データの活用

「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成 23 年 9 月 14 日付け環水大自発 110914001 号環境省水・大気環境局長通知) 及び最新の「自動車騒音常時監視結果の報告について(依頼)」に示す要領に基づき、過年度に本市が評価を実施した区間において、当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当と認められた区間については併せて報告すること。また、妥当と認められなかった区間については、評価区間の「評価の実施年度」を当該年度に変更して併せて報告するために、過年度に報告した区間のデータを年次移行して活用すること。

過年度データを活用する手順は「面的評価支援システム操作マニュアル(別冊) 過年度データの活用方法編」、「面的評価支援システム操作マニュアル(別冊) 都道府県データの分割活用方法編」を参照すること。なお、過年度に評価した区間と当該年度の区間が交差する場合には、過年度に評価した区間の交差する街区についても合成処理を行う必要があり、評価結果が異なるため、「評価の実施年度」を変更し該当年度として報告する。本市が過年度に評価を実施した区間を表 2 に示す。

表 2 対象区間

過年度評価
11.5km (令和 7 年度環境省報告予定分)

(2) 道路設定

① 道路平面線形要素の設定

評価対象となる道路平面線形オブジェクトを作成すること。

オブジェクトに対し 8 種類までの道路の属性情報(道路種別、路線名、変更履歴等)を入力すること。

② 標準断面の設定

道路横断面を作成し、情報を入力すること。

作成した横断面に道路種別、道路種級、道路構造等の道路情報を入力すること。

(3) 沿道設定

① 市区町村エリアの設定

市区町村エリアオブジェクトを作成し、市区町村エリア情報を入力すること。

② 都市計画用途地域の設定

都市計画用途地域オブジェクトを作成すること。

③ 環境基準類型指定地域の設定

都市計画用途オブジェクトから環境基準類型指定オブジェクトを作成すること。

④ 評価区間の設定

「4.（1）道路調査」で記載した道路横断面より、評価対象となる道路について、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定と見なせる区間に分割して評価区間を設定すること。

道路交通センサス線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、評価区間線形オブジェクトを作成し、評価区間情報(評価区間番号、路線名、センサス番号、上下コード(上り・下り・その他))を入力すること。

道路横断面を作成し、情報を入力すること。

⑤ 道路端の設定

道路端のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付けること。

⑥ 道路に面する地域の設定

評価区間区切りを基に道路に面する地域オブジェクト（評価用・表示用）を作成し、評価区間情報と関連付けること。

⑦ 距離帯の設定

距離帯オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付けること。

⑧ 近接空間の設定

近接空間オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付けること。

⑨ 街区の設定

街区密度を確認しながら街区オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付けること。

⑩ 建物の設定

建物オブジェクトを作成し、建物情報（番号、建物用途、構造）を入力すること。

建物属性（建物面積、戸数、階数、建物位置での距離帯、環境基準類型指定地域等）を把握し、建物群減衰量補正（見通し角）を計算、窓面位置の設定をすること。

⑪ 立地密度

評価区間・街区の立地密度を計算すること。

⑫ 印刷用メッシュ作成

印刷用メッシュ(スケール 1/1500、1/5000、1/12500、1/25000、1/50000、1/500000)を作成すること。

(4) 自動車騒音設定

沿道騒音レベルの実測により騒音発生強度の把握を行う区間及び過年度に評価実施した評価区間の騒音測定地点及び測定データを設定すること。

① 騒音測定地点の設定

騒音測定地点を設定し、属性情報(年度、騒音測定箇所番号、発生強度の情報)を入力すること。
道路横断面を作成し、情報を入力すること。

② 騒音測定データの設定

騒音測定地点の測定データを入力すること。

6. 騒音推計

(1) 騒音推計前

① 騒音基準位置の設定

評価区間毎の上下別に騒音レベルの基準点位置を設定し、騒音測定データの選択、基準点高さを設定すること。

② 騒音レベルの推定

評価区間毎の上下別に基準点騒音レベルを車線数、交通量、大型車混入率、指定最高速度等の情報及び道路横断面情報より、“ASJ RTN-Model 2018”日本音響学会道路交通騒音予測モデル(以下、「ASJ モデル」という)にて推計すること。

③ 騒音レベルの確定

評価区間毎の上下別に基準点騒音レベルの確定値を設定する。実測値がある場合、原則、その値を確定値として設定するが、道路敷地境界以外の地点で測定している場合には、道路敷地境界までの距離減衰量を計算して補正すること。

実測値がない場合は、原則、他の区間の実測値を適切に選定・補正し、確定値として設定すること。

④ 残留騒音レベルの設定

残留騒音レベルは、沿道騒音レベルの実測により騒音発生強度の把握を行う区間及び他の評価区間における沿道騒音レベルを準用可能な区間の道路について、背後地騒音結果における LA95 を残留騒音レベルとする。

なお、騒音発生強度の把握の方法で4(自動車の交通量が非常に少なく、評価区間で評価の対象となる全ての住居等について、環境基準の基準値を超過しないことが明らかな区間)と設定した区間については、残留騒音レベルを設定しないこと。

⑤ 表示用レイヤ作成

評価区間オブジェクト単位毎の表示用レイヤ（道路近傍騒音レベル、残留騒音レベル、騒音観測・非観測区間区分）を作成すること。

(2) 騒音推計

① データチェック

オブジェクト、関係データ及び帳票データの関連付けをチェック処理すること。

② 沿道情報

入力した沿道情報（評価区間、街区、都市計画用途地域等）を画面上で確認すること。

③ データ照査・諸言

入力したデータ（密度、発生源騒音強度分布、残留騒音分布）を画面上で確認すること。

④ 推計

ASJ モデルにより背後地建物を騒音推計すること。

<建物ごとの距離帯別騒音レベル推定>

評価区間の道路近傍騒音レベルから、ASJ モデルに基づいた基準点位置からの相対的な距離減衰量及び建物群による減衰量を引き、残留騒音を合成化することにより、建物ごとの対象道路からの距離帯別騒音レベルを推計すること。

騒音減衰量の推計を行う基準点からの代表距離は、各距離帯の中に建物がほぼ均一に分布しているものと見なし、建物密度が密の場合には0、15、25、35、45mとし、疎の場合には5、15、25、35、45mとする。

なお、独立（戸建て）住宅が複数の距離帯に属する場合は、道路に近い距離帯で代表させるものとし、また、集合住宅が3カ所以上の複数の距離帯に属する場合は、各距離帯について騒音レベルの推計を行うこと。

<建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計>

評価区間毎に、「建物ごとの距離帯別騒音レベル推定結果」と「建物ごとの距離帯別住居戸数」から、建物ごと及び地域類型別に、近接空間又は非近接空間の各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を面的評価支援システムにより集計し、帳票に整理すること。

また、交差点部において複数の評価区間に属する建物については、評価区間ごとに算出された「建物ごとの距離帯別騒音レベルの推定結果」を合成し、建物のユニーク化を行って、帳票に整理すること。

なお、2つの評価区間に属する建物のうち、近接空間と非近接空間の両方に属する場合には、近接空間に属するものとする。さらに、大規模な集合住宅については、建物を距離帯別に区分し、距離帯別に近接空間又は非近接空間を設定して、各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を集計す

ること。

<環境基準超過住居戸数及び割合の算出>

「建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計」の結果「騒音レベル別住居等戸数」を基に、評価区間ごとの環境基準超過住居戸数及び割合を面的評価支援システムにて算出し、帳票に整理すること。なお、環境基準超過戸数のうち、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による防音助成対象の建物等は、「屋内に透過する騒音に係る環境基準」をすでに満足しているものと見なし、環境基準超過戸数から除く。

⑤ 常時監視フォーマット作成

最新の自動車騒音常時監視結果報告要領に基づき、報告書を作成すること。

⑥ 一括表示用レイヤ作成

推計結果より、一括表示させるレイヤ（騒音暴露状況、環境基準達成状況、騒音レベル等高線図、騒音レベル減衰横断図等）を作成すること。

7. 報告書作成

(1) 自動車騒音常時監視業務

① 業務報告書

道路調査結果、常時監視結果、評価マップ等を取りまとめて常時監視報告書を作成すること。

② 常時監視フォーマット

最新の自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局自動車環境対策課）に基づき、報告ファイルを作成すること。

常時監視フォーマットの報告に当たって、騒音レベル等高線図及び騒音レベル減衰横断図等を参考にして、沿道建物の騒音暴露状況が妥当であるか検証後に報告すること。

③ 環境 GIS ファイル

最新の自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）に基づき、環境 GIS ファイルを作成すること。

GIS データの報告に当たって、評価区間 Polygon (REGION) の出力形式が“出力コード：なし”のデータについては、「面的評価支援システム操作マニュアル（本編）」を参照し、GIS データの読込・確認による検証後に報告すること。

④ 令和 9 年度～令和 13 年度実施計画（案）

令和 7 年度（2025 年度）に本市が策定した令和 8 年度面的評価計画と令和 8 年度（2026 年度）の評価結果ならびに近年の道路情勢を踏まえ、甲と協議のうえ面的評価計画の見直しを行い、最新の様式により令和 9 年度（2027 年度）実施計画（案）を作成すること。

(2) 環境騒音調査業務

① 業務報告書

調査結果等を取りまとめて環境騒音報告書を作成すること。

② 測定結果報告

測定結果を整理して報告ファイルを作成すること。

③ 令和8年度（2026年度）環境騒音マップ

測定結果に基づき市内の環境騒音マップを作成すること。

④ 環境騒音調査結果（広島県様式）

最新の騒音・振動調査実施要領（広島県）に基づき報告ファイルを作成すること。

8. 面的評価支援システムの環境設定

(1) 環境設定

甲より貸与されたパソコンに、面的評価支援システム・GISエンジン（ActiveMap for.NET）・地図データ及び本業務にて調査したデータを登録し、環境省が配布する面的評価支援システムが稼働できるように設定すること。

なお、面的評価支援システムが変更された場合は、最新のバージョンにより設定すること。

9. その他

本委託業務に必要な資料を収集し、帳票に整理すること。

10. 成果品

本業務の成果品は次のとおり取りまとめて提出すること。※ただし、別途提出期限を設けているものを除く。

(1) 自動車騒音常時監視業務

名 称	サイズ ・形式	部数	備 考
1. 業務報告書	A4 紙	2 部	簡易製本
2. 環境省報告様式			最新の自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる。
(1) 自動車騒音常時監視結果報告 (様式 1-1～様式 3-2)			
(2) 位置図 (騒音測定地点、評価区間)			
(3) 詳細図 (騒音測定地点の平面図・横断図)			
(4) 令和 9 年度～令和 13 年度実施計画 (案)	CD-R 又は DVD-R	1 部	最新の自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる。
1. 環境省報告様式			
(1) 自動車騒音常時監視結果報告 (様式 1-1～様式 3-2)			
(2) 位置図 (騒音測定地点、評価区間)			
(3) 詳細図 (騒音測定地点の平面図・横断図)			
(4) 令和 9 年度～令和 13 年度実施計画 (案)			
(5) 環境 GIS ファイル			システム登録したデータ
2. システム オブジェクト・データベース			

(2) 環境騒音調査業務

名 称	サイズ ・形式	部数	備 考
1. 業務報告書	A4 紙	2 部	簡易製本
2. 測定結果報告			最新の騒音・振動測定状況調査実施要領（広島県）様式に準じる。
3. 令和 8 年度環境騒音マップ			
4. 環境騒音調査結果（広島県様式）	CD-R 又は DVD-R	1 部	

別紙 面的評価支援システムの基本機能

面的評価支援システムの機能一覧を以下に示す。

<p>初期設定</p> <p>1. 初期設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.都道府県・市区町村コード 2.支援ソフトコンポーネント等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 接続先設定 3.G I S 地図 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地図設定 4.縮尺率 5.画面表示 6.基準年度 7.評価基準 8.評価対象道路 9.都市計画用途地域 10.環境基準類型指定地域 11.道路に面する地域 12.距離帯 13.建物階数高さ 14.建物用途 15.環境基準類型指定地域毎の残留騒音設定 16.背後地騒音推計式 17.騒音レベル等高線図 18.評価区間状況 19.街区状況 20.建物状況 	<p>7.距離帯</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) オブジェクト作成 <p>8.近接空間</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) オブジェクト作成 <p>9.街区</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 区切り作成 (2) オブジェクト作成 (3) 立地密度 (4) 情報入力 (5) 区間延長取得 (6) 標準断面設定 <p>10.建物</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) オブジェクト作成 (2) 情報入力 (3) 番号オブジェクト移動 (4) 建物属性把握 (5) 窓面位置設定 (6) 見通し角 <p>11.立地密度</p> <ol style="list-style-type: none"> 2.印刷用メッシュ作成 <p>13.現地調査用データ作成</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 沿道条件の把握チェックシート出力 (2) 評価区間チェック表エクスポート (3) 評価区間チェック表インポート (4) 建物チェック表エクスポート (5) 建物図印刷 	<p>結果活用</p> <p>7. 分析・活用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.騒音曝露状況の住居等別の一括表示 <ol style="list-style-type: none"> (1) 表示／印刷 (2) 集計結果一覧表示 2.環境基準達成状況の評価区間別の一括評価 <ol style="list-style-type: none"> (1) 表示／印刷 (2) 集計結果一覧表示 3.評価区間別の個別の住居等の騒音曝露状況統計処理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 集計 4.騒音レベル等高線図 <ol style="list-style-type: none"> (1) 印刷 (2) ファイル出力 5.騒音レベル減衰横断面図 <ol style="list-style-type: none"> (1) 印刷 (2) ファイル出力
<p>要素設定</p> <p>2. 道路設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.道路平面線形要素 <ol style="list-style-type: none"> (1) オブジェクト作成 (2) 情報入力 (3) 一覧表示 2.標準断面 3.道路交通センサス区間 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区切り作成 (2) オブジェクト作成 (3) 道路交通センサスデータ整理 (4) 情報入力 (5) 一覧表示 	<p>4. 騒音設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.騒音測定地点 <ol style="list-style-type: none"> (1) 騒音測定地点 (2) 断面設定 2.騒音測定データ <ol style="list-style-type: none"> (1) データ入力 (2) データ一覧表示 	<p>8. 指定出力</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.常時監視フォーマット <ol style="list-style-type: none"> (1) 常時監視フォーマット (2) 位置図（騒音測定地点、評価区間） (3) 詳細図（騒音測定地点の平面図・横断面図） 2.環境GISフォーマット <ol style="list-style-type: none"> (1) ファイル出力 (2) WEBサーバーへの転送
<p>3. 沿道設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.市区町村エリア <ol style="list-style-type: none"> (1) オブジェクト作成 (2) 情報入力 2.都市計画用途地域 <ol style="list-style-type: none"> (1) 下絵取込 (2) 第一種低層住居専用 (3) 第二種低層住居専用 (4) 第一種中高層住居専用 (5) 第二種中高層住居専用 (6) 第一種住居 (7) 第二種住居 (8) 準住居 (9) 近隣商業 (10) 商業 <ol style="list-style-type: none"> (11) 準工業 (12) 工業 (13) 工業専用 (14) 都市計画区域内用途未指定 (15) 都市計画区域外 (16) 用途地域種類変更 3.環境基準類型指定地域 <ol style="list-style-type: none"> (1) 下絵取込 (2) オブジェクト作成（自動） (3) オブジェクト作成（手動） 4.評価区間 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区切り作成 (2) オブジェクト作成 (3) 情報入力 (4) 標準断面設定 5.道路端 <ol style="list-style-type: none"> (1) オブジェクト作成 (2) 情報入力 6.道路に面する地域 <ol style="list-style-type: none"> (1) オブジェクト作成 (2) 情報入力 (3) 番号オブジェクト移動 	<p>騒音推計</p> <p>5. 騒音推計前</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.騒音基準位置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 騒音基準位置設定 (2) 騒音測定データ選択 2.騒音レベル <ol style="list-style-type: none"> (1) 基準点騒音レベルの推計 (2) 基準点騒音レベルの確定 (3) 残留騒音レベルの確定 3.表示用レイヤ作成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路近傍騒音レベル (2) 残留騒音レベル (3) 騒音観測・非観測区間区分 	<p>9. データ管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.入力・出力・印刷の管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路データ整理表 (2) 道路交通センサスデータ整理表 (3) 沿道情報データ整理表 (4) 建物データ整理表 (5) 騒音測定データ整理表 (6) 路線別建物状況整理表 (7) 建物ごとの騒音レベル別住居等戸数整理表 (8) 常時監視フォーマット 2.各種ファイル形式へのコンバート <ol style="list-style-type: none"> (1) ファイル変換出力
<p>6. 騒音推計</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.データチェック <ol style="list-style-type: none"> (1) オブジェクトデータ (2) データ項目 2.沿道情報 3.データ照査・諸元 4.推計 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本調査 (2) 詳細調査 5.常時監視フォーマット作成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建物ごとの騒音レベル別住居等戸数整理表集計 (2) 常時監視フォーマット作成 6.一括表示用レイヤ作成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 騒音曝露状況の住居等別の一括表示 (2) 環境基準達成状況の評価区間別の一括評価 (3) 騒音レベル等高線図 (4) 騒音レベル減衰横断面図 	<p>10. ヘルプ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.ヘルプ 2.サーバー接続 3.サーバー切断 4.オンラインサポート 	